

惟高抄物略注(二)

〔九〕融ノ大臣(詩学大成抄五44ウ3〜45ウ2)

夏礼記ノ月令ニ夏ヲツカサドル帝王ヲ炎帝ト云ナリ。炎ノ字ハ火ヲカサネテ書ナリ。アツシトヨムナリ。三皇ノ第二番メノ王ヲ炎帝ト云ソ。火ノ徳ヲタモタレタゾ。漢ノ世モ宋ノ世モミナ火徳ナリ。サテ炎漢炎宋ト云ソ。漢宋ノ王ノ徳ヲ火政ト云タソ。火ノ徳ヲタモツテ天下ヲサメラレタソ。政トハ王ノ位ノ下ノ知ヲクダメノ天下ヲサメラル、ヲ政ト云ナリ。夏ヲツカサドル神ヲ祝融ト云ナリ。祝融ノ字ノ心アルヘシ。ヲホエヌソ。説文ト云テ字ノイワレヲシタ本アリ。ソレニハ融ト云ハ炊氣ノ上ノ出トシタソ。炊ハカマドノシタニタク火ヲ云ソ。火ノイキガカミエノボリ出ソ。又ハ明ナ心ソ。祝融ハ神ノ名ナリ。顛頊ノ子ヲ重黎ト云ソ。火ノ官トナルソ。火ヲツカサトル官ソ。此カ祝融ノコソ。祝融ハ史記ノ楚世家ノ注ニ祝ハ大ナリ融ハ明ナリトシタソ。融ハ鎔ル心ソ。カタイ石鉄モ火ニアエハトロケテ湯水ノヤウニナルソ。日本ニ塩クミノ能ニスルソ。融ノ大臣ノ奥州千箇ノ浦ノ塩ヤクテイガミタイ

惟高抄物略注(二)

柳田征司

(国語学研究室)

トアリテ駿河田子ノ浦ノウシヲ、クマセテ六条河原ヲシホバマニノ塩ヲクンデスナニカケテ塩ヲヤカセラレタソ。大臣ト云ハ大臣家ト云テ丞相相国ノ位ナリ。左大臣右大臣ト云テ内裏テ王ノ御座ノ左右ニナララル、ソ。左カアガリソ。北野ノ天神ヲザンソウシタ人ハ藤原ノ時平ノ大臣ト云ソ。天神ハ右大臣ソ。大臣ノ位ハ天子ニ代テ天下ヲハカラウ位ソ。平家小松ノ重盛モ小松大臣ト云タソ。左大臣ソ。融ト云ハ通心ソ。融通ト云字アルソ。鎔融ト云字モアルソ。天下ヲ和融セラル、徳アルニヨリテ融ト云タソ。火ノ徳ハカタマリタ物ヲモトラカノニナシクライ所ヲ明ニナスソ。融ハ通ノ心明ノ心アルソ。祝融ハ祝ハ神ニツク字ナリ。イワウトモノツトトモヨムソ。神通ハ一切物ヲイワイマジナウコト面ニスルソ。三礼ト云書ニハ祝ハ甚ト云心ソ。融ハ明ナリ。ハナハダアキラカナ心ソ。其ノ日ヲハ夏日ト云ソ。

○この部分は原典の次の部分を抄したものである。

○月令其帝炎帝其神祝融其日立夏盛徳在火(新編増広事聯詩学大成)

三10ウ12)

○祝融 三礼火正曰——甚也——明也

炎帝 月令其帝——其神祝融(聯新事備詩学大成五8ウ)

清原宣賢抄『月令抄』(両足院藏室町末江戸初期写本による)はこの部分の次のように抄する。

○其帝炎帝——炎帝ハ神農也正曰何胤云春秋説云炎帝号大庭氏下為地皇作来相播百穀曰神農 注黎為火官 正曰案昭二十九年左伝云顓頊氏「有」(「者」を墨消し右傍に)子曰黎為祝融 杜注曰祝融明貞(下1ウ)

○アツントヨム 炎字の義として「熱也」とする例を一二引く。

○炎 疑廉切(音与敵同)(説文)火光上也从重火(広韻)熱也(増韻)又熏也熾也又豔韻(古今韻会举要)

○炎 熱也 焚也(夢梅本倭玉篇)

○三皇ノ第二番目 桃源の『史記抄』には三皇について次のように見える。

○三皇五帝ハ説カ多ソ或以伏犧女媧燧人為三皇或以伏犧女媧祝融為三皇或以伏犧女媧神農為三皇也孔安国尚書序皇甫謐帝王世紀孫氏注世本並以伏犧神農黃帝為三皇少昊顓頊高辛唐虞為五帝太史公ハ依世本大戴礼以黃帝顓頊唐虞堯舜為五帝(京大本二8オ)

『燈前夜話』に「提要曰中古三皇トハ伏犧神農黃帝也」(寛永一二年版3オ8)「神農又曰炎帝火徳ナルニヨテ炎ト云(4オ6)と見える。

○史記ノ楚世家ノ注ニ 『古今韻会举要』「祝」字下に見える「祝融神名(史記)楚世家注祝大也融明也」などによるか。

○塩クミノ能 謠曲「融」。「申楽談儀」には「塩竈 世子作」と見える。

○融ノ大臣 源融(八二三〜八九五)。左大臣。京都六条河原に邸宅

があった。『玉塵』にも「日本ニ融大臣ト云人アリ。塩波シタ人ソ。トウロハトヲルノ心ソ」(三1ウ11)と見える。岩瀬本は「トフル」と振仮名を付す。しかし、後に見える例には米沢本と同じく「トウロ」の振仮名をつける。「トウロ」の形は「東六条」にひかれて転じた形か。『謠抄』(龍谷大学本による)に次のように見える。

一川原院 六条坊門、南方里小路、東八丁、融大臣宅也後に寛平法皇御所なり、東六条と申し下を略して、トウロと申候三条称名院右符被申(八38オ10)

謠曲『融』に次のように見える。

○河原の院こそ塩竈の浦候ふよ、融の大臣陸奥の千賀の塩竈を都のうちに移されたる海辺なれば、名に流れたる河原の院の、河水をも汲め池水をも汲め

○昔嵯峨の天皇のおん時、融の大臣と申しし人、陸奥の千賀の塩竈の眺望を聞きしめし及ばれ、都のうちに移し置き、あの難波の御津の浜よりも、日ごとに潮を汲ませ、ここにて塩を焼かせつつ、一生御遊の便りとし給ふ、

○まづいざや潮を汲まんとて、持つや田子(担桶)の浦、東からげの潮衣、

○駿河田子ノ浦 謠曲「融」では「難波の御津」とある。「持つや田子(担桶)の浦」とあるので誤ったものか。

○小松大臣ノ下 岩瀬本「ヲト、ト」。「ド」の濁点は、「オト、ト」とすべきもの誤りであろう。助詞「ト」が濁音となるのは、「ウ」に後続する場合に限られるようである。

○勢ヲスクナウミセウドテハスクナウノ (詩学大成抄一14ウ12)

○雨ノフラウドテハラドリ出ソ (同一25ウ9)

○北国ノ元カラ宋ノ国ヲトラウドテ宋ノミヤコノヤウヲミウドテ潮

ヲミルニカコツケテ毎年キテミタソ (同三21オ1)

〔一〇〕 払子 (詩学大成抄五74オ12〜75オ1)

塵尾ハ払子ノコナリ。塵ハ鹿ノ中ノ王ナリ。サテ字ニ鹿ノ下ニ主ト云字ヲカイトソ。塵ガサキエ行ハヨノ塵ドモガアトニツイテイクツモ行ト云ゾ。塵ノ尾ハスグレテ長イホドニトリテ払子ニスルソ。夏ハアブハイナドヲハラワウ為ソ。座敷ノトコカサリニモトコノ兩方ノ柱ニ一方ノ右ノ柱ニカクルソ。モト当軒エ公方ノ床カザリカ上中下ニ三カザリノ分トメヲカレタソ。ソレニ払子アリ。コ、ラニ長老ヤ乗払ノ時ニモツソレニハカワリタソ。三尺バカリナル毛ノウツクシイ板ノ唐ノ木ノクワリンナドヲウスヒラウメ毛ヲノベテハサウテクサリテトヂカタメタソ。ハサム所ノ板ハハケノ柄ホドナソ。床カサリハ鹿苑院殿ノ床ノカサリ道具ヲキヤウヲエヅニ能阿弥カシルイタカアルソ。カサリヤウモンノ時ノ御会ニヨリテチャツトカワルカアルゾ。晋ノ王衍カ雜談々義ノ時ニ塵尾ノ払ヲ手ニモツタソ。コレハヨシニモツタソ。者庵雜録ニヤラ宗師ノ説法ノ時ニ塵払ヲトルヲ王衍ニ比シラレタソ。ソレヲ又別人ノソシラレタソ。王衍ニカワリタソ。払ノ上ニ三千界ヲ現シ仏魔ヲモ掃蕩山一河大地ヲモ撃碎打撥スル作用ヲナスモノナリ。

○『詩苑叢珠』の「夏日書懷」に、「(散対) 烹茗 倦暑 移枕 搖扇

青奴 麈尾」(五12ウ3)と見える。

○鹿 「XIX:鹿、猪、または獅子。」(日葡辞書)。『天草版伊曾保物語』では、鹿をさして、「シカ」が一六例、「カノシシ」が二例、「シシ」が一例用いられている。

○当軒 惟高が住した広徳軒か。

惟高抄物略注(二)

○ウスヒラウメ 薄平ウシテ。

○七首ハサキカヒラウテトカリタモノソ。サキカ七ニ似タホトニ七

首ト云ソ (京大本史記抄一一35ウ3)

○織ハカサナリ傘ト同ソ。サシカサノ如ナソ。ヒライソ。(玉塵一

○27ウ6)

「ヒラタイ」は近世以後の形か。

○能阿弥カシルイタ 『君台觀左右帳記』(群書類従による)のよう

な書をさすのであろう。類従本には「此一巻類依御懇望注進之候、閑被成御覽、御不審之事候者可承、口伝可申候、努々不可有御他見候也、文明八年三月十二日 能阿弥在判 大内左京大夫殿」の奥書がある。

『群書類題』が記すように、能阿弥(一三九七〜一四七一)は文明八年には既に世を去っているから、子の芸阿弥(一四三一〜一四五)か孫の相阿弥(一四五二)の誤であらうが、能阿弥から伝授されたものなのであろう。

○晋ノ王衍 王衍のことは別のところにも見える。

○慶雲万態揮塵録ト云書ニノス揮塵ハ塵ハ鹿ノ中ノ王ナリサルホドニ毛モナカウテミゴトナリ。ソノ毛ヲ以テ払子ニメザウタンスル時ニ手ニモツテヨシニスルゾ。晋ノ王衍ガ塵尾ヲ以テ物ガタリシテカラノコソ。雜談シタヲカキアツメタヲ揮塵録ト云ナリ(三74オ6)

○作「用」 「ヨウ」が「ユウ」に音転化した例はこの時代に少なくない。惟高の抄物では、「用」(中興禅林風月集抄45ウ15)「用」(玉塵五8オ4)「互用」(玉塵四49オ7)「作用」(同八60ウ2)などの例が見える。逆に「勇」(詩学大成抄三24ウ10)の例も見える。

〔一一〕 相キウタ (詩学大成抄八14ウ10、15ウ11)

衣イ杵キ相ソウ 伝深巷月 衣イ杵キハ衣イヲ打ウキヌタノコソ。コ、ラニモキル物モノヲハリテマキツケニツチデ打ウソ。ツチヲ杵キト云イソ。杵キハキネトヨムソ。相ソウト云イソ史記ニアルソ。此ハ范ハン睢スイト云モノ秦ノ国ノ宰相ソウデイセイスグレタソ。ソレカ死シタ時トキニ秦ノ王ノ一國ノ者モノニフレヲナイテ三日ノアイダ米メヲツキウスツク時トキニウタヲウタウコヲヤメサセラレタソ。范睢ハンスイカ死シタホドニ愁ウレシ傷ケノ心ココロテソ。ソノ後ノチ宰相ソウヤ又マタ宰相ソウトテナケレトモ名人メイジンナド死シレバ天子テンシカラフレガアリテウタヲヤメタソ。米メナトツク時トキニウタウコヲヤムルバカリデモナウ音曲オンキョクウタイ笛フエ尺シツ八ハチ停止テイジセラルソ。唐テイニハ米メナト打ウモミヌカナトウステモヒク時トキニ必カナラウスヲクルリトトリマワイテ打ウナリ。一人ヲンドヲトリテウタエハソウノ米メ打ウ者モノカ次ツギ第二ニウタウツキエヲクリワタスソ。餓法ガホウノ一イチ心シン云イヤウナソ。ソレヲ相ソウト云イナリ。不相ソウト史記ニアルソ。月舟グツネフネノ史記ノ談義タンギニハキウタセストヨメタソ。ウタトヨメタソ。キト云ハキネヲキト云ソ。キネナラノ米メヲ打ウ時トキニウタウホトニソ。此コノヲ予コノ外記ノ環翠ワンスイニトウタレハキウタトハ吾オレカ家イヘニハヨマヌソキウトウノカナニハヨマヌソキフトヨムトイワレタソ。相ソウトヨムナリ。キヲナガウヒイテヨムソ。環翠ワンスイノヲヤ影カゲノ賛サシヲコワル、ホトニ賛サシヲシタ時トキニトウタソ。物モノヲウスニ入イテツキモミ麵メンナトヲヒク時トキニ必カナラウタヲウタソ。此コノハ辛カキ勞ラウサニソレヲ忘ワスレ為シニウタウト云ソ。コ、ラニモ必カナラウタウソ。環翠ワンスイト云ハ今イマノクワンスイノヲウヂノ時トキ外記ノ清三位常忠ノ軒号ケンゴウデアアルソ。衣イ杵キノ字ジモメツラシイソ。聯字レンジソ。ツネニハ砧アサヒ杵キト云ソ。此コノハ衣イヲ打ウアテノ石イシヲ砧アサヒト云ソ。アテノ石イシトウツチイサイ打ウギトノコソ。衣イ杵キ一イチヤブノヲクノフカイ人ヒトモサヌミ行ユキカヨフヌ巷カウノヲクニ月ツキ夜ヨニ打ウコエガトヲウ伝ツタヘテキコユルソ。シツカナ物モノスゴイテイナリ。

○原典句は次の通りである。

○衣杵相伝深巷月 井桐揺落故園松 (新編増広事聯詩学大成四3ウ14)

○マキツケニ 「マキツケニマイテ」とある岩瀬本の本文の方がよい。マキツケは、『中興禅林風月集抄』に「唐ニハコソデヲシタテ、打ウハ石イシノ上ノニアテ、打ウソ。擣ウ衣イ石イシト砧アサヒヲ云ソ。搗ウハウツト読ソ。日本ニハキヌマキト云木キニマキツケテ打ウソ。」(40オ15)と見える「キヌマキ」のことか。

○尺八停止セラルソ 岩瀬本「尺八ナト吹フクヲ停止テイジサセラルソ」。「サセラル、ソ」の誤写か。連体形を用いるべきところに終止形を用いた例については、(一)の(二)を参照。

○餓法ノ一心云ヤウナ 「ト云」「ト思」の「ト」が見えない例、惟高の抄物にほかにも見える。

○戚婦人ガ子ノ如意ヲ太子ニ立テウラモワレタソ。(玉塵六67ウ11、叡山文庫本も同)

○フミノウラ書ニ左衛門尉右衛門尉トカクソ。吾ト小年ノヨツタ思ト云心ニカクソ。(同六73オ2、叡山文庫本も同)

○月舟ノ史記ノ談義 月舟寿桂(一五三三)の『史袖』(米沢図書館蔵本による)には、次のように見え、訓み方は示さない。

春者不相杵一正義云相謂送杵以音声自勸也。曲礼上春不相。幻案曲礼無杵字注杵字。匀府引曲礼加杵字(一六10オ)

なお、桃源の『史記抄』には次のように見える。

春者——相キウタハ杵キヲタケテ(刊本タテ、内閣本アケテ)歌心ソ。礼記曲礼ニアル事ソ(京大本一〇37ウ5)

○外記ノ環翠ニトウタレハ 外記ノ環翠ハ清原宣賢(一四七五)一五

五〇)。このことは、『玉塵』にも見える。

秦ノ宰相——ガ死ダレハ秦ノ一國ガ春者不相^{キウダセ}杵^{ウシ}—ウスニ物ヲ入テツクニハヲウゼイクルリトウスヲトリマウイテ打ソ。ウツニウタヲウタウソ。コ、ラニモサウスルソ。ヒトリカウタエハツキ^ノカウケトリウタウ。ソレヲ相^{アヒ}杵^{ウシ}ト云タン。ヨノツネハ不相^{キウダセ}トカクソ。此ヲ外^{ソト}記^シハキウタトウトハヨマヌソ。キフトヨムトイワレタソ。キフトヨムソ。(五27ウ14)

宣賢自筆『曲礼抄』は、曲礼上第一の「鄰有喪春不相」を「鄰家ニ喪アル時ハ米穀ヲシラクル時ニ歌ウタハサル也」(39ウ8)と抄するが、「相」字の訓みについては述べていない。

○環翠ノヲヤ 岩瀬本の「環翠ノヲヤノ」がよい。「環翠ノヲヤ」は清原宗賢(一四三一〜一五〇三)のこの部分の解釈については拙著『詩学大成抄の国語学的研究』(清文堂 一九七五・九)一九二頁注4参照。

○辛勞サニ 原因・理由を表わす「サニ」の表現にするために、漢語の形容動詞語幹に「サ」をつけたもの。拙稿「原因・理由を表わす「サニ」の成立と衰退——「史記抄」を資料として——」(近代語研究五 一九七七・三)参照。

〔一一二〕ゾゾリコ (詩学大成抄八16ウ9〜17ウ1)

葉^{アハ}墜^{ツク}凋^{シユ}紅^{ベニ}幄^{アハ} 苔^ケ深^コ長^{ナガ}緑^{キナ}銭^{ゼン}上^ノ句^ノハ林^ノ木^ノ紅^ナ花^カチリ葉^モ皆^ハヲチタホトニ紅^ノ色^ナナマンマクナトヲハリマウイタヤウナガシボンタ如ナソ。幄^ハ幕^ノツレソ。下^ノ句^ハ苔^カアヲノトアツウフカウヲエンゲリタレハ銭^ガ多^ウ子^ヲマウケタ如^ナソ。長^スルトハヲ、ウナル心^ソ。銭^ニ子^母ト云^リアリ。母^トハ人^ニカス本^銭ソ。料^足ニ本^子ト云^リアリ。ゼニ

惟高抄物略注(二)

ノ本^ヲカリ利^ヲツケテカエスヲ子^ト云^ナリ。本^ゼニハ母^ノ心^ソ。利^分ハ子^ノ心^ソ。母^ガ子^ヲウム心^ソ。芋^ニモ子^母ト云^リアリ。芋^ニモヲヤニチサイ子^イイクツモトリツイテアルソ。ゾマリコト云ソ。西^ノ行^法師^ハ八月十五日^ニ夜^明月^ニ芋^ヲハタケエヌスミニイカレタレハ芋^マフリガミツケテトラエテシバツタソ。ユルセト云テ歌^ヲヨウタレハユルイタゾ。歌^ニ月^ミヨトシモガフシドノソ、リコヲヲコシニキタハ何^カクルシキトヨウタソ。ヲカシイ^ヲナレトモ名^譽ノ歌^ナリ。イモト云ハ女^ノトソ。イモセト夫^ヲ婦^ヲ云ソ。セハヲトコイモハ女^房ソ。ソ、リ子^ト云ハヲヤノ芋^ガシラニイクツモ鈴^ノヤウニツイテアルヲ云ソ。フシド、云ワ女^房ノヌルネヤヲ云ソ。ネフス所^ソ。ネ入りタヲヲコス心^テ芋^ヲホルヲヲコスト云ソ。

○葉墜凋紅帷 『新編増広事聯詩学大成』『聯新事備詩学大成』『詩苑叢珠』にこの句は見えない。

○子母

○三教指帰ニ一百ノ青^鬼ノゼニ常^ニ懸^ニ杖^ト頭^ト云。又青^鬼共^書。青^鬼ヲハ水^虫也ト積^セリ。然^ヲ銭^名トスル事^ハ此^虫能^ク多^子ヲ生^ム。爰^以世^俗取^テ此^虫塗^レ銭^則其^銭多^ク生^子ト云^リ。故^祝銭^青味^ト云^也。又子^母銭^共云^也。(塵^添壺^囊鈔^一〇23ウ7)

○チサイ

○嵩ニハチサイ峰カ三十六アルソ。(玉塵ニ35ウ3)叡山本も同じ。

〔一一三〕梅ヲ嗅グ (詩学大成抄六38ウ4〜39オ3)

嘗^メ嫩^酒——嗅^新梅^チカウツクツタ酒^チヤホトニマダ数^カイカヌホ

ドニ嫩ソ。日本ビタレドモ嫩酒モ面白ソ。ジヤレ句ジヤレタ詩ナドニ
 ノヨカラウソ。新梅一チカウサイタ梅ソ。冬ノ末ニサイタホドニ嗅テミ
 タソ。梅ヲ嗅モ面白ソ。王義之カ晋ノ乱ニアウテ心ニウレイヲモチテ梅
 ヲカイデ心ヲナグサメタコアリ。三体ニ独、倚寒村嗅野梅作ソ。此モ
 友ニワカレテ愁ノアルニ梅ヲカイデワスレタ心ソ。此詩ノ注ニ王義之カ
 コヲ引タソ。天神ノ影ニ梅ヲカ、シムタヲカイタソ。彦竜ノ贊ノ文アル
 ニ義之カコヲ引テカケタソ。竜樹井ハ竜宮エイテ一切ノ経ノ函ヲ上カラ
 ハコヲカイデ中ニナンノ経カアルトシラレタソ。函ヲ一カイテ花ノ嚴經
 ギヤトシラレタソ。達磨ハ毛詩礼記左伝ヲカイテシラレタコアルソ。此
 ハ後人カ云タコソ。達磨ノ本ニカ、レタコハナイソ。

○原典句は次の通りである。

撥緑瓮頭嘗嫩酒 探香溪口嗅新梅 (詩苑叢珠五23オ2)

○日本ビタレドモ

接尾辞「ビル」は拙稿「語構成から見た抄物の語彙(一)——サ変動詞を除くその他の動詞(一)派生語——」(愛媛大学教育

学部紀要第二部人文・社会科学八 一九七五・一二)で触れたように、
 上二段活用の例と下二段活用の例とが認められる。「日本ビル」はま
 た「日本メク」とも表現されている。

煮新茶、日本メイタレトモ面白ソ。(詩学大成抄岩瀬本五25ウ8)

○三体ニ独倚寒村嗅野梅

この句は、唐彦謙の「韋曲」と題する詩「欲

写秋腸愧不才 多情練漉已低摧 窮効二月初離別 独倚寒村嗅野梅」
 の結句。月舟寿桂継天寿哉補月谷養雲講魯補『三体詩法抄』(内閣文
 庫蔵本による)に次のように見える。

此詩暗用王義之事義之当晋乱終日撚花嗅香無言時人
 不会其意蓋憂晋乱也按唐史彦謙乾符末河南北盜起兩都復没

旅 於漢南 為王重榮參佐光啓末重榮殺 死所謂練漉低摧者也故
 見於辭諷之愈有味(二32オ)

○彦竜ノ贊ノ文 彦竜については「四」を参照。その文集『平陶文集』

卷三所収の「入唐天神記彦龍花傳」に王義之のことが見える。

薩之福昌禪刹關之日、岩石之間、得古記、題曰、筑前州太宰府
 大威德天神參大宋徑山仏鑑師受衣記、曰、宰府有富家、一夕夢
 天神勅曰、扱無染淨侶、而一日誦誦蓮經千部、為子惠也、覺後巡
 論遠近、請方指而誦誦如厥數也、其夕天神又夢曰、法施可也、其
 人不可也、願重扱而淨課、富家自思惟焉、近蒙兼天長老円尔大和
 尚、昨入大宋、深極竜淵之底奥、今帰此土、遠唱鷲峰之頂宗、求
 之必得所謀焉、具以前夢白和尚、曰、你之所求非難也、当求
 水精念珠一百串也、則特而奉之、和尚懸之室中、燃燭於四隅、設
 特坐於中央、誦誦法華一部矣、即夕神復夢謝富家之法施純一也、
 翌晨神現形於和尚室中、異巾奇幅、而袖間挿紅梅一朵、欽謝千部
 課誦、而求作弟子之礼、和尚曰、吾師存也、不可敢也、則指俾參
 仏鑑禪師、神頷而去矣、即日再見而曰、我親入仏鑑之室矣、自指
 腋下衣袂為証矣、尔來家享戸祭、道裝多、而朝服少、今之所図、
 乃其像也、而執梅花嗅者、余未之視焉、昔王義之当晋室乱、終日
 無言、撚花嗅之、人不会其意、又唐茂業王重榮没後、倚寒村嗅梅
 花、皆遺懷也、神初為人之時、遇藤時平之讒、左辺海西、奮激之
 氣、寒於天地、千茎之白、一寸之丹、其快者、豈止義之・茂業
 之比哉、今之嗅花也、裴楷三毛、謝鯤一鬢、画師意匠、可謂妙矣、
 或曰、内秘觀自在、外現大自在、切利帝親贈其号、徑山祖直印其
 心、世出世間、護法護人、莫以加焉、神又何遺懷之有哉、余曰、
 飲光拳拳、慶喜合掌、不忘旧習者、大權設化之一端也、輒焚香、

題一四句偈曰、維神之灵 如水在地 鳥頭单伝 炎天梅藥 長享
第二戊申五月廿五日 周興書『五山文学新集』四卷 一一三〇
頁)

〔一四〕 日本ハ呉ノ枝国 (詩学大成抄岩瀬本五47ウ2~49ウ3)

一葉落淮南子ト云書ニシルイタソ。此書ハコ、ラニモ多ソ。二冊ニスルソ。漢ノ高祖ノ孫カラ劉安ト云ハ淮南王ニナサレタソ。淮南ニ居レタ時ニ名人ノ儒者ヲ十人ハカリヲアツメテヲイテ色々ノコヲ誌セラレタソ。吾カシタヤウニセラレタソ。後ニ仙道ヲモセラレタソ。枕中鴻宝ノ書ナト、云書ヲモ作テ秘ノ吾枕ノ中ニ入テ秘タ人ニミセラレヌソ。仙道ノ方壽命ヲ延ルヤウナ葉ナトノコヲノセタソ。淮南ハ漢ノ書テハ淮南子ヨムソ。淮ハツネノヨミソ。史漢ニハクワイノ音ヲ付タソ。淮ハ呉音ゾ。會ノ字モ経テハエトヨムソ。漢音ハクワイソ。此心ソ。天隱禾上ハ勻會ノ本ヲハ勻會トアソハシタト云ソ。エトハ一向ニ御ヨミナカツタトイワレタソ。日本エハ四書五経カ一番ニワタツタト云ソ。呉カラキタホトニ皆呉音ニヨムソ。此ノ心ソ。初ノヲ後マテ本ニスルソ。法花経モ呉カラキタホトニ呉音ニヨムソ。経チヤト云テ呉音ニサタマリハスマイソ。代々ノ音カ、ワルソ。阿弥陀経ハ大半漢音ニヨマル、ソ。戒本ナトノ書ハ南山ノ宣律師ヨリ泉涌寺エモ伝来ソ。宋音ニヨムコト多ソ。泉涌開山ハ宣律師ノ伝泉涌開山俊范ハ宋朝ノ時分ニ唐カラ律書ヲ伝ヘラレタソ。医書ナトハ大半呉音ニヨムソ。日本ハ呉ノ枝国ソ。昔ハ呉越ハ一国日本ハ越ノ会稽ニ隣ツタホトニ諸事会稽ヘ通ノ物ヲ一タシタコト多ソ。去ホトニ日本ハ呉ノ太子孫ノ心ソ。太伯ハ周ノ文王ノ孫文王ノ徳カ有ホトニ天下ヲ文王昌ニ讓タウヲモワレタソ。太伯ノソレヲ心得テ周ノ都ノ

大西カラ東ノハテノ呉ノ国ヘニケテワセタソ。天下ノ讓ヲノカレウ為ソ。大賢人ソ。今時ハヲヤノ年ノヨラヌヲ抑テインキヨサセ結句ハコロイテアトヲ取ソ。サテ命吾ニモ三以天下讓太伯ヲハ至徳ト云ベシト孔子モホメラレタソ。太伯ハ断髮文身ト云テ髮ヲソリ身カタチヲエリキサウテ朱ヲ以テサイスイタヤウニセラレタソ。俗体ハツタトシテアレハマダモソコニ天下ノ望モアルカトヲヤノ思レウスホトニカヤウニ身ヲヤツイテハ再ヒ王位ニスワレヌ者ソ。此ハ水国ニイテ海ヘ入テ魚トモトラル、ニ魚カミテヲソル、ソ。サナケレハワニナトノヤウナ魚カ人ヲミテハクライタカルホトニカウセラレタトヲヤコニキカセウタメソ。必海ヘ入テ魚ナト取テスギラル、コトハナイソ。ヲヤコノキコヘニセラレタコトソ。宝誌禾上ノ日本ノ野馬台ノ詩ノマツハシメノ句ニ東海姬氏ノ国ト作ラレタソ。周ハ姬氏ソ。周ヲハ蒼姫ト云ソ。蒼ハアヲイ心ソ。周ハ木徳ソ。木ノ色ハ青カ本ソ。方ノ初モ東カラハシマルソ。東ノ色ハ青ソ。東方ハ木ノ方ソ。東方甲乙木ト云句アリ。日本ヲ野馬台ト云ハヤマト、云心ソ。馬ハマノ音ソ。台モトノ音ソ。タチツテト一ツノ心ソ。百川学海楚帖ナトニハ邪摩堆トカクソ。耶摩氏カクソ。耶ト邪トハ一ツニ用タソ。日本ハ和州カハジメデヤマトノ国ノコト本ニスルソ。鷹モ呉ノ国カラ初テ日本ヘキタソ。比丘尼カスヘテキタソ。左ノ手ニスヘタソ。綿帽子ヲキテ鷹ヲスエタソ。サルホトニ其ナリヲノコメ鷹飼ハ今モ綿ヲアタマニカケテツカウコト有ソ。鷹飼トカクニ飼ノ字ヲカクハ心得カタイソ。飼ハカウトヨムソ。カウハ心カ、ナウタソ。飼ノ字ヲシヤウノ音ニヨムカ心得ヌソ。鶉飼ニモ飼ノ字ヲカクソ。犬飼猿飼鳥飼ノ時ハカイトヨムソ。又鷹掌鶉掌氏カクソ。此ハ字ト音カ合タソ。飼ノ字ヲシヤウトヨムワ飼ノ字ヲカキノコナウテ飼トカイテヨムカソ。此モ人ノカウイワレタソ。淮ヲクワイノ音ニヨムコト史漢ニ韓信ヲ滿陰侯ニ封セラレタコトモ史漢ノ書上テハ淮陰トヨムソ。タ、ソラニ云時ハ淮陰侯トヨムソ。

カヤウノ出入約束アルソ。一切ノヲガ本学ヲセイテ自見テハタラケハヲカシイコカ多ソ。人前デハハヂラカクヲ多ソ。

○原典は「一葉落 淮南子——而天下知秋」(新編増広事聯詩学大成 五11ウ4)。

○日本ハ呉ノ枝国 「エダ」の類例としては次の例がある。

大邑ハ邛州ノエダノ邑ナリ。邛州ニシタガイ属スル心ソ。(玉塵 九17ウ3)

なお、このような考え方が行われていたことは、桃源の『史記抄』の次の記事によつてうかがうことができる。

長子——文身断髪ハ荆蛮ノ俗一生水ニツカリテヲルホトニ身ニ画ヲカイタリイレハウ。クロラシタリ髪ヲ断テヲソロシサウニシタリナントスルソ。蛟竜カクヲウホトニカウシテヲトスソ。中岩ノ日本紀ヲ撰セラレタニ国常立尊ト云ハ呉太伯ノ后裔チヤナント、云ハ不合事ソ。中岩ホトノ人チヤカウツクシウモ不合事ヲラレタソ。或云文身ハ日本ニカネヲ歯ニ付ル事チヤト云ソ。(京大本二30ウ)

○サイスイタ 漢語「彩色」を活用させた四段動詞「サイシク」の音転化形。

○石ノ光アリテ文ガ色々ウツクシウ五色ニサイスイタ如ナソ。(詩学大成抄三74オ1)

○朱門ト云ハブゲン者ノ家ハ門カラケツコウニサイスクホトニ朱門ト云ソ。(中興禅林風月集抄24オ17)

漢語を動詞に活用させた例については拙稿「語構成から見た抄物の語彙(一)」(先掲)で触れたことがある。

○野馬台ノ詩ノマツハシメ 『野馬台詩抄』(内閣文庫蔵本)は、冒

頭句「東海姫氏国」を次のように抄する。

東海姫氏国者 東海ト云ハ自大唐 東云也海中 有国海トハ云也 姫氏トハ周文王武王姫氏也彼氏人不思議 日本国渡住給ヘル云 或云 神功皇后宮也女帝七人御座異国 无其例仍云姫氏之国也 日本国者承天神七代地神五代之末即王位而神代十二代大旨以姫為本所謂 天照太神女形也依之有種々儀或曰日本国事天地未分前 至末世頭神道也鑿末來作置文也(5ウ)

〔一五〕北兵左(詩学大成抄二5オ8、6オ5)

甲々煙蔬秋圃緑来々霜 実晚林紅上句ノ甲々ハ一切草木ノ苗ノ土カラ角ノヤウニヲエ出タヲ甲ト云ソ。菜甲ト云ソ。野菜ノ蔓大根ナドノヲエツルヲ甲ト云ソ。甲々トツ、ケテ云ハチヨツチヨトヲエ出タ心ソ。煙ハケムリ雨ヲヨブル者ソ。蔬ハ菜ノ心ソ。秋後園ニアラト生シタナリ。烟蔬ノ字ハ詩句ニ用テイタイケナ字ソ。下句ノ来々ハ桑ナリ。漢ノ武帝ノ棗ヲ四十九手ノ中ニカクメ東方朔ヲメシテ相セセラレタソ。朔マイリタソ。武帝ノシツノ来々トヲシナツタソ。叱々ハメス声ソ。チヤツト近ウマイレトアル心ソ。朔カヤカテウラナウタソ。シツノ声ヲ七ナリ。七ヲタ、ウテアルハ七々ナリ。四十九ナリ。来々ハナツメノ棗ノ字ヲ桑トモカクソ。束ト来ト字似タソ。サテ来来トアヤマツテカイタソ。ソレカラナツメヲ来ト云ソ。来々トコ、エ来レノトアルソ。コレデナツメト相シタソ。手中ノハナツメテサウヲトマウシタソ。数ハイカホド、アリ。四十九トマウスソ。シツノトメシタ声ヲ七々トメ相シタソ。チヤウド合タソ。来々ノ霜実ハナツメナ

リ。秋ミガナリテ霜ヲフヒテ赤ナルソ。モト功叔(五勝)句ニ路ニ逢北(五勝)彦竜(五勝)兵一左トアリ。彦竜ノ對ニ字總(五勝)東東来トアリ。名句トモナリ。アル愚上痴人比丘尼ノ字ヲアヤマツテ北兵一左トヨウタコアリ。比丘尼北兵左ハ字ミナ似タソ。東東来モ字トモ似タソ。ナツメハ来々ナリ。對ニノ面白アラウソ。

○原典句は「甲々煙蔬秋圃緑 来々霜実晚林紅」(新編増広事聯詩学大成七12オ12)

○甲(カウ) 卷七に「秋雨忽(チカカヒラク) 甲(カウ) 圻(カウ) 青々千万余一ハ秋雨ノフツタウルライニ土カラ出テ、甲ライタゞイタガコウガワレテサクルソ。中カラ実ツテウドテソ」(34ウ8)と見え、原典の訓読には開音「カウ」、抄文中には合音「コウ」を用いている。ここでも原典訓読に開音「カウ」が用いられている。「カウ」が字音「コウ」が和訓という解釈が古くからあつたらしい。拙著『詩学大成抄の国語学的研究』二一七頁参照。

○蔓(マン) 蔓菁ナリ。(中略) ヒツキヤウハ蔓草ナリナノコソ。蕪菁モ蔓菁モナナリ。(玉塵五50オ2)

○今京ノミヤコモ三分一ホトハ麦ヤアワソバ蔓大根ノハタケニナツタソ。(同七34オ9)

○雞ハコ、ヲノ蔓汁ナスヒ汁ノ心ツ。(同一〇59ウ9)

○薇一菜蔓 生今之野 豌豆苗 野菜ナリ。蔓ハコ、ヲニハナト心ユルソ。薇ワワラビトヨムソ。伯夷ガ西山ノワラビヲトルニモ薇ノ字ナリコ、ニ蔓トシタワカワリサウナソ。蔓ハ菜ノ字ノ心カ。今時ノハラニ自然ニヲユルエンドウノナエトシタソ。(同一二4ウ13)

○イタイケナ 原本「イタイタケナ」とあり。小さくてかわいい意のイタイケナの誤写か。

○妍媛一ハ冬ノサムイニアタ、カニ日ノテルワウツクシイ人ニソウヤウナソ。サテ妍一ト云ソ。妍ハカホヨイトヨムソ。カホヨイト云ハミメノヨイ心ソ。妍媛ノ字モイタイケナ字ソ。(詩学大成抄七27ウ6)

○上ノ句紅一ハ鳥ノ名ニ紅翠鳥アリ。鶯ホドノ大ニテセナカニ紅ナ所アリ。ロバシノワキチツト赤ソ。総ハ鶯ノヤウニアライ鳥ナリ。(中略) 声ハキカヌホドニ鶯ナドノヤウニアルヤラソ。ナリハイタイケニチイサイソ。(同九37ウ8)

○歩輦ハテグルマノイタイケニチイサイ車ヲ云也。(中興禅林風月集抄26ウ6)

○漢ノ武帝ノ棗ヲ これと同じ記事は『玉塵』にも見える。黄来一知橘 柚一勻府ノ上声ノ上ノカクノ皓勻ノ棗ノ所ニアリ。推篋中棗トダイテソノ下ニアリ。上林苑カラナツメラトツテ漢ノ武帝ニ献シタソ。篋ニ入テ進上シタソ。武帝ノ杖ヲ以テ殿ノ欄檻ノ木ヲタ、イテ叱々来ト東方朔ヲ召メ東一ガマイツタレバ篋ノ中ノモノハナニタル物トカ思ト問シムタソ。東一ガマウシタソ。上林苑ノ棗ナリ。数ハ四十九ヲアラウトマウシタソ。武一ノナニヲ以テサウ知テ云ウゾトアリ。東一カマウスハソレガシメサル、ハ上ナリ。ウエタル王デアリ木ノ杖デ木ノランカンヲ御ウチアリ木ト木ト両ノ木ナリ。二ノ木ハ林ナリ。上林ナリ。朔来々々ト方朔マイレト朔々トアルハ棗ナリ。叱々ハシツハ七ノ音ト同ソ。七々四十九ナリ。サテカウマウシト云タソ。武帝ノ大ニ笑シムタソ。朔ハ滑稽ノ妙ナコヲ云タソ。別ノ書ニ此ノ事ヲシルイタニ叱

々来々トモアリ。ナツメノ来来トモカイタソ。来ノ字ヲカサネ
 テカイタソ。東ハ束ノ字ヲカサネテカクソ。唐ノコヲシルイタ
 書アリ。ソレニアリ。随ノ末ノ者アリ。ソノ友カフミヲヤルニ棗
 ト小ナ亀トヲツ、ンテ送タソ。棗ハ早ノ字ノ心ソ。音ヲカツテ云
 タソ。亀ハ婦ノ心ソ。此モ音ヲ借テ云タソ。此ノ心随ガハヤ末ニ
 ナツタソ。唐ノ代ニチヲウソ。ヲソウ唐エ婦シタラハ誅セラレ
 ウソ。一時モイソイテ早婦唐ト云心ソ。砂糖ヲソエテ三色送タ
 ソ。砂糖々ノ字ノツクリニ唐ノ字アルホトニソ。モト彦竜ト功叔
 ナドツレダチテミチヲアルカレタニ道テ比丘尼ノトナルニアウテ
 功叔ノ路遇北兵左ト云句ヲセラレタニ彦竜ノ字ニ東東東ト
 对セラレタソ。東ヲ束ヤ来ニアテ字カキノ聖道カニシタソ。北
 兵左モ聖道カ比丘尼ヲヨミソコナウテ北トヨウタソ。南禅寺
 ノ梵竺仙ハ来々子ト被セラレタソ。ナツメノ心ヤラソノワケハ
 不知ソ。来々去々有什麼了期ノ古語アリ。ソノ来々ノ心ヤラ。
 叱ハ人ヲシカル声ソ。項羽カ軍中テ叱ト一声ユエバ人モ馬モト
 モニ辟易ストアリ。辟ハアトエシサルコソ。暗鳴叱嗟ト羽カコ
 ニアリ。(二二55ウ7)

なお、『玉塵』中の功叔と彦竜の聯句のことについては『五山文学新
 集』四卷(一二八九頁)が注目している。
 ○来々 『韻府群玉』卷三「来」字下には「叱来」の項があり、次の
 ように見える。
 漢武帝呼東方朔……此篋中何物朔曰棗四十九枚也(55ウ1)
 卷二「棗」字下には「推篋中棗」の項があり、次のように見える。
 上林猷棗漢武以杖擊殿檻呼方朔曰叱々朔来此篋中何物朔曰上林之
 棗四十九枚上曰何以知之曰呼朔者上也以杖擊檻者兩木也朔来朔来
 者棗也叱々者四十九也上大笑(本伝)(24ウ1)

○タ、ウテアル 疊む。同じ字を繰返す意。「カサヌル」とも。

○老子ヲハ玄々皇帝ト云ソ。玄之又玄トイワレタホドニ玄ノ字ヲタ
 、ウダソ。(詩学大成抄九3ウ1)

○濃々(濃々)ハ濃ヲタ、ウタカタ、ウテモ云タカソ。淡濃ト云
 時ハ淡々濃々トイワウソ。(玉塵五57ウ1)

○休々ト名ヲ云タソ。休スルコトアルホドニソノ心テ休ヲタ、ウテ
 云タソ(同七5オ1)

○湛々露ストアリ。彼ノ云字ハナイソ。湛々トタ、ウデアリ。(中
 略)湛々ハツユノタクサンニシケウライタソ(同七60ウ14)

○礼記ノ月令ニ夏ヲツカサドル帝王ヲ炎帝ト云ナリ。炎ノ字ハ火
 ヲカサネテ書ナリ。(詩学大成抄五44ウ3)

○東々ハ妓女ノ名ナリ東ノ字ヲカサネタハメツラシイソ(玉塵
 一26ウ1)

○重々トモ云イ五々トモ云ソ。五月五日ソ。五ノ字ガニアルホト
 ニ五ヲ重ヌル心ソ(同二5オ3)

○老々子経ニ玄又玄衆妙門トアルソ。玄又玄ト云タハ玄ヲカサネテ
 云タソ(同七17ウ9)

「タタミカサヌル」と用いられることもある。
 ○文王ノ卦ヲ八卦ニタ、ミ重テ八ヲ又八ツ、タ、ミカサネラレテ
 六十四卦ニナツタソ(玉塵五58オ8)

○辟ハ襲ノ心ソ。タ、ミカサネタヲ襲積ト云ナリ(同五62オ6)

○路逢北兵左字繆東東来 前田金五郎「近世初期笑話の一流流」(国
 語と国文学 一九七三・二)は、この記事を『百物語』に先行するも
 のとして注目した。

むかし、ひえい山と三井寺とは、たがひ不和なりけるが、さる法
 師三井寺をあざけりて狂句を遣ける。寺見北兵左といひやりけれ

ば、山誤東來と對せしとなり。此二句の心ふかし。寺とばかりいへば三井寺也。北兵左とは比丘尼といふ字をあやまりしこと、唐土よりつたへし故事也。下心は、なまぐさき寺なり。女人きんぜいなるが、びくにを寺にて見たりと云心なり。山とは比叡山のことなり。東來是もよく似たる字なれば、もろこしよりあやまりしと云侍し。北兵左には三国一の對句なり。此對の下心は、聖道家のあやまりとて、むかしよりいひをきしに、いよいよがまんへんしうにて、武勇を第一とし、文盲なるとそしりたり。

〔一六〕 出雲ノ馬方ノ橋 (詩学大成抄二33ウ2、34オ3)

似虹ハ周処風俗記ニ陽羨県前有大橋南北各七十二丈一ハ周処ガツネニ風土記トアリ。コ、ニハ風俗トアリ。土モノコノ心ハ同ソ。陽ノ前ニ大バンアリ。陽一ハドノ国ニアルヤラソ。南北一南方エ長サ七丈ソ。二百一問チカイソ。出雲ノ馬方ト云処ニ入江ノアルニ与州ノハシヲワタサレタソ。ヒロマノ六十三問ト云ソ。ハシノカ、ル時某エイテミタソ。思フホドニ矢グリアルト俗人ノ云タソ。此ツレナリ。橋中高処有似虹形ハマン中ガ高ニシノ吹タ如ナゾ。坡詩ニハシノ所ニ虹橋ノ詩アリ。杜牧カ阿房宮賦ニ長橋臥波未霽何虹トカイタソ。古文真宝ニアリ。ワタリ水ノ波ニハシノカ、ツタハアレハ虹カナンソ。虹ハハレタ時ニ吹者ソ。阿ノハシハハレイデクモツタニモ虹ガ吹ソ。阿房ノ房ノ字ヲニゴツテヨメル方アリ。史漢ハ多分スムソ。史漢デナケレドモ四書五経ハミナスムソ。上古ノ書ハミナスンテヨメタソ。桃源ノツヨウ清濁ノヨミノチガウヲヲシナツタトキイタソ。学ニ達セズニヨツタソ。

○この部分の原典は次の通りである。

似虹 周処風 松 記陽羨県前大橋南北七十二丈橋中高処虹橋 (新編増広事聯詩学大成七18オ1) 松一土 (詩苑叢珠、以下「叢」と略す) 俗 (台湾中央図書館蔵新編増広事聯詩学大成)、記一記 曰 (叢)、南北一高 (叢)、七十二七 (叢)、丈一丈余 (叢)、処一起 (叢)、似虹婦一形袁君所立 (叢)

○与州 『玉塵』に、「雲州太守尼子ノ与州」(七13ウ6)「雲州太守ノ尼子ノ伊与ノ守」(二六3オ2)「雲州ノ尼子ノ与州」(四三40ウ7)と見える。惟高は、永正二年(一五二四)に京都を離れ、はじめ伯耆に住し、山名氏に遇され、後、出雲に移つて、尼子氏に遇された。一五四〇年六一歳の時帰洛。与州は、伊予守であつた尼子経久(一四五八〜一五四一)。

○某

某年某月某日トコソ読メソ。某州某県ト云某山某水トモ云ソ。又某山某寺住持某知事某首座某此等ハセメテ某ト読テモイワレタソ。玉渚ハイツモ某トナラテハアソハサヌソ。其ト云字ニ似タホトニ某ヨムハセメテ似ヨリタソ。何ソガシラソヘ事ハトヲセラレタソ。此ハツヨク人カ某州某月某寺ト読ヲ戒シメテラセラレタソ。物々事々ニヨツテヨミカヘタモノチヤラ何ヲモカシメクハラカシイ事ソ (桃源史記抄、京大本五2ウ)

○ニジノ吹タ 惟高は「虹ガ立ツ」とも言っている。

華渚一黄帝生虹流一三皇ノ第三番目メノ王ナリ。ソノウマレラレタ時虹カ水ノナキサニ流タソ。流ヲハアリサウモナイソ。渚カラニジガ立タカ。(玉塵四29オ11)

○阿房宮賦 『古文真宝後集』の阿房宮賦には「長橋臥波 未雲(一

本等) 何竜 複道行空 不霧何虹」とある。笑雲清三『古文真宝抄』に「湖云(中略)虹ハ晴ルル時アル物ゾ」と見える。

○房ノ字ヲニゴツテ 「房」字の清濁については『古文真宝抄』に次のように見える。

(○)房ハ清ト濁トノ音アリ。(桂林徳昌『古文真宝抄』乾14オ8)

○一抄云(中略)房ハ清^ス濁^トノ両音アリ。(笑雲清三『古文真宝抄』東大國語研究室22A 69本)

○房ハウバウ両音アリ。一ハ旁ノ音一傍ノ音ナリ。(中略)房或ハ旁トモナス。宮カカタワラヘヒロキナリ。此義ノ時ハ房ノ字ハ音ヲ清テヨムヘシ。(彭叔守仙『古文後集抄』仁和寺蔵本)

○阿房^{バウ} (東洋文庫蔵『古文真宝抄』三Ae 16本)

(○)瓢^{バウ} 房^{バウ} 両音ナリ。一ハ旁ノ音一ハ傍ノ音ナリ。(中略)房或ハ旁トモナス。宮カカタワラヘヒロキナリ。此義ノ時ハ房ノ字ハ音ヲ清テヨムヘシ。(中略)房音旁也。清音ソ。(東洋文庫蔵仁如抄『古文真宝抄』五C 6本一104ウ)

○房ハ旁ノ義也。故ニ旁トモナス也。宮ガカタワラヘヒロキ也。此義ノ時ハ房ノ字ハ音ヲ清テヨムベシ。(東京大学國語研究室蔵仁如・月溪抄『古文真宝抄』)

○清濁ノヨミ 『史記抄』『百衲襖』『漢書列伝抄』に見える清濁の注記については来田隆「抄物に於ける「清」「濁」注記について」(國語学八四 一九七一・三)参照。惟高の抄物中にも、清濁についての説明が少なくない。

(平成元年十月十一日受理)

〔追補〕〔二〇〕に關して

「平イ」の例

○日本ニモ經^シ仕ガ処ニハ紙打ノ石ガアルゾ。大ニ上ノヒラウナルイ石ヲスルゾ。(中興禅林風月集抄40ウ9)

ウ音便形が、オ段長音開合混同後は、「ヒロウ」(広)と混同するため、「ヒラタイ」がとってかわることになったのであろう。

〔二二〕に關して

○子貸トハ金錢千貫ヲ以テ子母ニスルゾ。子息ヲ生長スルホドニ子貸ト云ゾ。(史記抄一八26オ8)

(初校時)